

空港の制限表面に近接・突出する工事作業や構造物の設置には『承認』が必要です

- ① 空港の制限表面に近接・突出する工事作業を行う場合、設置者は以下に係るデータを鹿児島県沖永良部事務所に**事前**に提出して下さい。

【 近接・突出物件の位置図（設置場所が判るもの） 】
【 近接・突出物件の諸元（特に最高の高さが判るもの） 】
【 近接・突出物件の設置日時（作業日程及び各日の作業時間） 】
※近接・突出物件には、クレーン等工事車両の一時的な近接・突出を含みます。

※1 物件の設置者がその計画段階から協議するように運用されているため、協議者（上記を提出する者）は、原則、設置者（工事業者に依頼した者）になります。

※2 協議には国の機関である航空交通管理センターに飛行方式等の影響がないか確認する必要があるため、少なくとも1ヶ月半程度の時間を要しますので、例えば「資料を提出した翌日から作業したい」というのは実現不可であることをお含み置きください。

- ② 提出データを元に、鹿児島県沖永良部事務所で制限表面への近接、突出程度等を判定します。

この判定により、次のa～cのフローに移ります。

a 制限表面に近接しない

鹿児島県沖永良部事務所から設置者に対し、クレーン作業等については支障が無いが、制限表面に近接すること等が無いように注意するように連絡があります。

b 制限表面に近接する

鹿児島県沖永良部事務所から設置者に対し、「近接設置承認申請様式」を提出するよう連絡があります。

c 制限表面を突出する

鹿児島県沖永良部事務所から設置者に対し、「突出設置承認申請様式」を提出するよう連絡があります。

※1 cは水平表面突出のみ。（転移表面、進入表面の突出物件の設置は不可）

※2 申請様式は任意であり、内容を満たしていれば別様式でも結構です。

- ③ b・cの場合、航空機の安全で効率的な離着陸を行うため、障害物のない空間の確保及び電波障害の予防等について国と協議を行い、県港湾空港課が申請を承認又は却下します。なお、航空法に基づき、航空障害灯や昼間障害標識を設置する必要がある場合があります。

ご不明点や申請に関することは、こちらにご相談下さい

鹿児島県沖永良部事務所総務福祉課用地管理係
与論空港管理事務所

電話：0997-92-1632
電話：0997-97-3465